志學館大学教員選考規程

（目　的）

第１条 この規程は、志學館大学教員の採用及び昇任に係る選考に関し必要な事項を定める。

（選考の方法）

第２条 選考に当たっては、任用又は昇任しようとする者の人物、学歴、職歴、研究教育上の業績若しくは能力、及び学会・社会等における活動等を考慮し、次条から第７条に定める資格を有する者のうちから選考するものとする。

（教授の資格）

第３条 教授は次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められた者とする。

(1)　博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2)　研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3)　学位規則（昭和２８年文部省第９号）第５条の２に規定する博士（専門職）の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4)　大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(5)　芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者

(6)　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第４条 准教授は次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　前条各号のいずれかに該当する者

(2)　大学において助教、講師又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）がある者

(3)　学位規則第５条の２に規定する修士（専門職）の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有し、当該学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4)　研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5)　専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第５条 講師は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第３条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) 専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第６条 助教は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　第３条各号又は第４条各号のいずれかに該当する者

(2)　専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第７条 助手は、学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、前条の者に準ずる能力を有すると認められる者とする。

（特任教員の資格）

第８条 特任教員の資格については、この規程を適用する。

（実務家教員）

第９条　第３条第３号若しくは第４条第３号に定める専門職学位を有する者又は第３条第６号、第４条第５号、第５条第２号若しくは第６条第２号に定める知識及び経験等を有すると認められる者のうち、主に特定の資格等が必要な専門的職業に就いてきた者が、その資格等及び実務経験が不可欠又はきわめて有効である業務を主とする教員となる場合で、次に掲げる各号の条件をともに満たす者を実務家教員という。

(1) 実務経験期間が、通算５年以上であること。

(2) 採用までの実務経験期間の全部又は一部が、採用時の年度を含む直近５年間の期間に含まれていること。

（非常勤教員の資格）

第１０条 非常勤教員の資格については、この規程を準用する。

（規程の改正）

第１１条 この規程の改正は、運営会議の意見を聴いて学長が行う。

附 則

１　非常勤の教員の選考については、この基準を準用する。

２　この基準は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成４年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成１１年９月２９日から施行し、平成１１年４月１日から適用する。

附 則

この基準は、平成１３年１１月２８日から施行する。

附 則

この基準は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則　この基準は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

１　この規程は、平成２８年１１月３０日から施行する。

２　この規程施行日以前に定められていた志學館大学教員選考基準は、廃止する。

３　この規程の施行前に志學館大学教員選考基準により選考された者については、この規程により資格審査を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、令和４年９月７日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年６月１７日から施行し、令和８年４月１日から適用する。